

2016年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	中山 隆夫		
NAME	TAKAO NAKAYAMA		

1. 研究課題

(和文) 裁判員裁判の全国実情調査と分析、これらに基づく裁判実務への提言

(英文)

2. 研究期間

1年間

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度)

(和文)

(研究目的等)

裁判員制度の施行から既に9年が経過した。施行を契機として刑事訴訟実務は大きな変革期を迎えたが、証拠開示や証人尋問等法廷中心の訴訟活動は全体として確実に活性化してきていると評価し得るように思われる。しかし他方、裁判員制度の実際の運用は地方地方によって、相当異なってきたような面も見られる。さらに、裁判員裁判対象事件と非対象事件とで、当事者の訴訟準備、訴訟活動を含め、訴訟運営が大きく異なり、いわばダブルスタンダード化している嫌いもある。加えて、刑法や刑訴法の用語や概念を裁判員に対してどのように分かりやすく説明するかという問題は、裁判実務の当面する大きな課題とされているが、それらもどのように行われているか必ずしも明らかではない。本研究の目的は、このような裁判員裁判の実情と運用に関する実証的な検証を行ってその結果を報告し、それらに基づく運用の在り方を若干でも提言しようとするものであるが、近年の個人情報に関する取扱いの変更等により、それらのデータ収集に困難を来すなど、未だ資料は十分ではなく、更なる検討が必要である。

(英文)